

江別市立江別第三小学校いじめ防止基本方針

平成26年8月18日 策定

1. 基本理念

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立江別第三小学校のいじめ防止のために策定した。

この基本方針のもとに、江別第三小学校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
(いじめ防止対策推進法第3条)

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- ②いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。
- ③いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、**校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、該当学年・学級関係者、養護教諭**による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（心の教室相談員、市教委スクールソーシャルワーカーなど）を組織の構成員に位置付け、必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【いじめ防止対策委員会の主な役割】

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ②いじめの相談・通報の窓口。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有。
- ④いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

4. いじめの防止のための取組

- ①いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ②未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ③集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

【主な取組】

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などの充実。
- ・豊かな心と健やかな体を育成する教育、規範意識や思いやりの心などを育成する教育の推進。
- ・「いじめは絶対にしてはならないこと」の意識を育てる、児童会の提案による標語や川柳づくりなど。
- ・異学年の交流や一緒に活動する場面を充実し、他者から認められる、他者の役に立っているという「自己有用感」を高める。
- ・いじめに関する校内研修を行い、教職員の意識や資質能力の向上を図る。

5. 早期発見

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。

- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に
関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知す
ることが必要である。
- ③日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信
号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

【主な取組】

- ・年2回いじめアンケートを実施し、その結果を教職員全体で共有する。
また、児童一人一人の気持ちを言葉にする「先生への手紙」の取組を行う。
- ・児童同士の関係の変化など気付いたことについて、職員会議の児童実態交流にて
教職員全体で共有し、より大勢の目で見守ったり指導を行ったりする。
- ・保健室の利用状況を把握する。
- ・チェックリストによる教職員の指導内容の自己点検。

6. いじめへの対処

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに組織
的に対応し、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の
身の安全を最優先に考え、被害児童生徒を守り通す。
- ②加害児童生徒に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然
とした態度で指導する。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導す
る。
- ④いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との
連携の下で取り組む。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、心の教室相談員や養護教諭と連携を取
りながら、指導を行っていく。

7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①インターネットを通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して
情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- ②教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも定期的にネットパトロール
を行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】

- ・いじめアンケートの、ネットトラブルに関する項目の設定。
- ・外部講師を活用したネットモラル教室の実施と保護者の参加呼びかけ。
- ・定期的なネットパトロールの実施。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第28条)

- ①第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ②第2号「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 学校による調査

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

②重大事態の調査組織

学校が調査主体となる場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」において調査を実施する。ただし、重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努めることもある。

③事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態が発生したことを真摯に受け止め、児童及び保護者に対してアンケート等を行い事実関係を把握する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

④いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑤教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、資料提供など、調査に協力する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- ・「いじめ防止対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告

重大事態の発生

- ・教育委員会に重大事態の発生を報告（教育委員会から市長に報告）

教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する

学校が調査主体の場合

○ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ・調査組織は「いじめ防止対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては教育委員会との協議により、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合う。
- ・これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

○ いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

○ 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から市長に報告）

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

○ 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力